

## 2 人権の基本原則 ～(1)個人の尊厳とは～



### この節のポイント

 **個人の尊厳 = 個々の人間は、その多様な存在のまま尊重されなければならないこと**

 **個人を尊重するために不可欠のもの = 「ちが違い」に対する「かんよう寛容」**

### 「個人として尊重される」とはということ？

**Q:** 個人を尊重することは、自分勝手やわがまを助長することになるのではないの？

**A:** 日本国憲法第13条が規定する「個人の尊厳」は、全体を個人に優先させる全体主義を否定し、個人主義を宣言するものです。しかし、個人主義は、自己の利益だけを追求し、他人の利益を軽視あるいは無視をする利己主義（エゴイズム）とは区別されなければなりません。「個人の尊厳」とは、あなた個人だけを尊重するというのではなく、あなた以外の他の個人もあなたと同じだけ尊重されなければならないということなので、他人の利益を無視するような自分勝手やわがまを許すものではありません。したがって、個人の尊重が、自分勝手やわがまを助長することはありません。

日本国憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。」と定めています。「**個人として尊重される**」とは具体的にはということなのでしょうか。

この地球上に生活している私たち人間は、その生まれ育った国や地域によって、政治体制、宗教、文化、生活環境せいかつかんなどが異なるため、その生き方や考え方は実に多様です。また、そこに暮らしている人々も、個性をもった個人として、それぞれが自分自身の生き方、考え方を持っています。

つまり、この第13条は、多様な生き方、考え方をする個々の人間の存在を当然のこととして、「**個々の人間は、その多様な存在のまま尊重されなければならない。**」と主張しているのです。ですから、逆に言えば、それは「国民に単一の価値観を強制しません。」という約束でもあるわけです。

おそらく、この第13条の主張については「そのとおり」と納得する人が多いのではないかと思います。しかし、実際のところはどうかなのでしょうか。

### 見知らぬ他人も個人として尊重しなければいけないの？

次のような例で考えてみましょう。

あなたの知らないある人が、あることごとについて、インターネット上の掲示板けいじばんに、あな



# 思いやりと優しさのハモニー

～楽しく学ぼう！人権のいろは～

たを含む他の人々が抱いている意見とまったく正反対の意見を書き込みました。しかし、そのことで、その掲示板には、正当な反論ではなく、その人を誹謗中傷する多数の書き込みがされ、自宅や職場にも無言電話や脅迫電話がかかってくる、脅迫状までもが届けられるという事態に陥ってしまいました。あなたはどのように思いますか？

「脅迫電話や脅迫状はやりすぎだとは思いますが、自分とは意見が違うわけだし、世間一般の考えと違う書き込みをした、いわゆる「KY」（空気が読めない）な人なのだから、多少はそういうことがあってもやむを得ないし、その人もそういうことが起きることを覚悟すべきだったのではないのか。」と思った人がいるかもしれません。

それでは、そう思った人は、次の例ではどうでしょうか。

上の例と同じ事態に陥っている人がいます。  
しかし、それは、あなた自身、あるいは、あなたの家族や友達です。あなたはどのようにしますか？

今度は、あなた自身やあなたの近い家族や友達がそのような状況に陥っているのですから、あなたは、「KYな人」とか「しょうがない」とか「覚悟すべきだ」などとは思わないでしょう。いや、思わないどころか、大きな憤りを感じ、脅迫等の行為を非難するのではないのでしょうか。

それでは、あなたは、たとえ自分と意見が違うにしても、自分や家族や友達のとくと同じ様に、その見知らぬ人のために、憤りを感じるべきなのではないのでしょうか？

憲法第13条は、そうすべきだと考えています。

「個人として尊重される」ということは、あなた自身であろうが、あなたの家族や友達であろうが、見知らぬ他人であろうが、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重されなければならないということなのです。この例でいえば、「その人の意見には反対だけど、その人がそのような意見を言う自由は尊重する。」という姿勢が求められているわけです。

**【寛容】** 私たちは、自分と他人との「違い」を常に意識して生活しています。しかし、歴史を振り返ってみると、その意識された「違い」（例えば、民族、人種、宗教など）が戦争などの悲劇をもたらした実例を数多く挙げるすることができます。現在も、地球上のどこかで同様の悲劇が起きています。また、個人のレベルでも、その意識された「違い」（例えば、性別、年齢、価値観など）が「差別」や「偏見」を生じさせ、実際に数多くの人々を傷つけています。どうしてこのようなことが起きるのでしょうか。

それらは、ひとつには、「違い」に対する「不寛容」、つまり人間の心の狭さが引き起こしているのです。それでは、どうすればいいのでしょうか。残念ながら特効薬はありません。

同じ空気を吸ってこの世界で生きている人間同士が、きちんと向き合い、それぞれの「違い」を超えて、お互いを認め合うという「寛容」の姿勢を一人ひとりが身につけていくという地道な作業を続けていくしかないのです。

## 2 人権の基本原則 ～(2)平等権とは～

この節のポイント

### 憲法第14条の「平等」とは…

合理的な理由がある場合には、それぞれの「<sup>ちが</sup>違い」に応じて、<sup>ちが</sup>違った<sup>と</sup>取り扱い<sup>あつか</sup>をすることを認める「**相対的平等**」の意味であると解されている。

### 平等とは機会の平等だけ保障すればいいの？

日本国憲法第14条は、「すべて国民は、<sup>もと</sup>法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分<sup>また</sup>又は門地により、<sup>また</sup>政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めています。

では、ここでいう平等とはどういう意味なのでしょう。

歴史的に「平等」がどのように考えられてきたのかを見てみましょう。

平等というのは、機会が平等でさえあればいいのであって、あとは各人の自由にまかせるべきだ。

このような「平等」観は、ヨーロッパにおいて近代社会（今、私たちが暮らしているこの社会とほぼ同じものと考えてください。）が成立した当初、身分的制約<sup>えいど</sup>（江戸時代を想像してみてください。）から自由になった市民階級（「ブルジョワジー」ともいい、フランス革命当時の<sup>ゆうふく</sup>裕福な商工業者を起源とします。）にとって、自由競争に公平に参加することを保障してもらうことが最も重要であったことから、出てきた見方です。こういう「平等」観を、「**形式的平等**」といいます。

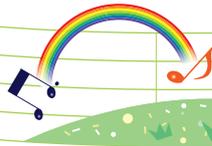
しかし、産業革命が進展し、資本主義が発展してくると、その結果として、貧富の格差が拡大してきます。そこで、社会的・経済的弱者を守るためには、ある程度、結果の平等が必要だとの「平等」観が出てきました。これを、「**実質的平等**」といいます。この「平等」観は、大正8(1919)年のワイマール憲法に初めて規定された「社会権」という形で実現しました。日本国憲法にも社会権の規定がありますから、日本国憲法は、この「実質的平等」の考え方を取り入れているといえます。

### 一律に扱うことが「平等」なの？

次に、「平等」について、先程とは<sup>ちが</sup>違う視点での代表的な2人の意見を見てみることにしましょう。

#### ● Aさんの意見

平等というのは、すべての人を、あらゆる場面で、個々の<sup>ちが</sup>違いをまったく<sup>こうりよ</sup>考慮しないで、一律に<sup>あつか</sup>扱わなければならないという意味だと思う。だから、性別や<sup>ねんれい</sup>年齢や収入などの<sup>ちが</sup>違いによって、<sup>あつか</sup>扱いを変えるのは差別だ。



● Bさんの意見

平等といっても、実際には性別や年齢や収入などで違いがあるのだから、その違いに応じた扱いをしないと、本当の意味での平等にならないと思う。違いを無視して、一律の扱いをする方が差別につながるのでは？

Aさんの言うような「平等」を「絶対的平等」といい、Bさんの言うような「平等」を「相対的平等」といいます。

Aさん、Bさんのどちらの意見があなたの思っている「平等」に近いでしょうか。

確かに、Aさんの言うように、みんなが一律な扱いを受けるというのが「平等」という言葉の本来の意味に近いような気がします。しかし、Bさんの言うことにも一理あるような気もしますね。それでは具体的な例で考えてみましょう。

▼次にあげるのは、所得税についての意見です。どれが、より「平等」だと思いますか？

① 年収1億円の人も、年収500万円の人も一律200万円の所得税をかけるべきだ。

年収1億円の人	：所得税	200万円	手取り額	9800万円
年収500万円の人	：所得税	200万円	手取り額	300万円

② 年収1億円の人も、年収500万円の人も一律20%の所得税をかけるべきだ。

年収1億円の人	：所得税	2000万円	手取り額	8000万円
年収500万円の人	：所得税	100万円	手取り額	400万円

③ 年収1億円の人には60%の所得税をかけ、年収500万円の人には10%の所得税をかけるべきだ。

年収1億円の人	：所得税	6000万円	手取り額	4000万円
年収500万円の人	：所得税	50万円	手取り額	450万円

【①の意見について】

収入の違いにかかわらず、一律200万円の所得税をかけているので、おそらく、Aさんは「平等」だと思うでしょうが、Bさんは、これは機械的に一律に取り扱っているだけで本当の意味での「平等」ではないと思うのではないのでしょうか。

【②の意見について】

①の意見とは、「額」と「率」との違いはありますが、ともに一律の所得税がかけられているので、Aさんの意見に近いと言えるのでしょうか。ただ、②の意見は、所得税の額で1900万円の違いがでますから、Aさんはこれが「平等」だとは思わないかもしれません。Bさんは、②については、収入が多い方が、所得税も多いので、これは「平等」だと思うかもしれませんが、あるいは、反対に、手取り額に差がありすぎる（7600万円の差）と考えて、これは「平等」とはいえないと判断するかもしれません。



### 【③の意見について】

収入の<sup>ちが</sup>違いに応じて<sup>ちが</sup>違う率の所得税が課せられていますから、Aさんは、おそらく「平等」とは思わないでしょう。しかし、Bさんはそれぞれの所得税の「率」の大きさには異論があるかもしれませんが、収入が多ければ多いほどより高い率の所得税がかかるという制度（累進課税）そのものについては、問題なく「平等」と考えるでしょう。

## 憲法第14条の「平等」はどう解されているの？

憲法第14条の「平等」は、「相対的平等」を意味していると解されています。

確かに、人間の価値は平等（個人の尊厳）なので、Aさんの言うように、個々人の<sup>ちが</sup>違いをまったく<sup>こうりょ</sup>考慮しないで、一律に取り扱う「絶対的平等」にも一理あるような気もします。しかし、「絶対的平等」を機械的に当てはめると、著しい不平等が生じる場合（例えば、年収1億円の人にも年収500万円の人にも、一律500万円の所得税をかけるような場合）があり、Bさんの言うように、現実の社会では、個々人の<sup>ちが</sup>違いに応じて<sup>ちが</sup>違った扱いが必要な場合があることは否定できないのですから、憲法第14条の「平等」は「絶対的平等」ではなく、「相対的平等」と考えるのが基本ではないかと思えます。したがって、個々人が性別、能力、<sup>ねんれい</sup>年齢、財産、職業などにおいて<sup>ちが</sup>違いがあることを前提に、合理的な理由がある場合については<sup>ちが</sup>違った<sup>と</sup>取り扱いを認めなければならないと考えるのが憲法の立場だと思えます。

**Q:** 憲法第14条第1項の、「<sup>ことう</sup>法の下に<sup>もと</sup>平等」というのは、法が平等に適用されさえすればいいのですか？

**A:** もし法の内容が不平等であるならば、いくら法が平等に適用されても、平等の保障は実現されません。したがって、法の内容そのものも、平等でなければいけません。

**Q:** 憲法第14条第1項後段は、「<sup>ことう</sup>人種、信条、性別、社会的身分、門地」しか挙げていませんが、それ以外の場合は平等でなくてもいいということなのですか？

**A:** 憲法があえて差別を禁止する理由としてこの5種類の<sup>しごう</sup>事項を挙げているのは、いずれも、歴史的、経験的にみられた差別事由であり、これらを理由とする差別を特に禁止すべきだと強調するために例示的に挙げられているにすぎません。したがって、これら以外の理由（例えば、出身地、収入、学歴、身長、体重など）によって<sup>ちが</sup>違う<sup>と</sup>取り扱いをする場合も、合理的な理由がない限り、認められません

【人 種】<sup>ひんしゅ</sup>皮膚や<sup>かみ</sup>髪や目の色など<sup>ていしつ</sup>身体的特徴で区別されるもの。

【信 条】宗教、<sup>しんじょう</sup>信仰、思想、世界観など。

【社会的身分】自分の意思では変えることのできない<sup>む</sup>社会的地位（帰化人の子孫、被差別部落出身等）。

【門 地】<sup>いせがら</sup>血統や家柄のこと。